

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議 報告書（素案）

1. はじめに

障害児入所施設は、障害のある児童を、できる限り良好な家庭的環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で養育する役割を有している。

一方、障害のある児童も、成長した後には、一人の大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。

こうした中、平成22年の児童福祉法の改正（平成24年施行）においては、18歳以上の障害者については、成人としてのより適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。

この際、現に障害児施設に入所している18歳以上の者が退所させられないよう平成30年3月末までの間、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすみなし規定を設け、経過的に入所を継続できることとしてきた。

その後、都道府県及び市町村が連携を図り、移行を促進することとしてきたものの、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスの支援の提供の場の不足している状況等があることから、みなしの期限を3年間延長し、令和3年3月31日とした経過がある。

一方、令和2年2月に取りまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書においては、18歳以上の入所者に対し、成人に相応しいサービスの機会が確保されるべきであること、また、入所施設の中に児童と大人が混在することにより、年齢に合った児童集団の形成が困難であり、年齢に合わせたきめ細かい支援体制の確保ができないなど、障害児入所施設としての支援の質の低下のおそれが指摘された上で、みなし規定の期限（令和3年3月31日）について、「これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。

しかしながら、令和3年3月31日までの間、都道府県及び市町村において、地域又は成人施設への移行の最大限の努力を継続することとしながらもなお、同日までに移行が困難な者が想定された（令和2年7月時点の未移行者446人）ため、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないように、改めて令和3年度末まで、特例的に「経過施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」の支給を延長する法令改正を行ってきた経過がある。

また、医療型障害児入所施設においては、障害児入所支援と療養介護を一貫してサービス

提供する仕組みが恒久化されている¹ことから、施設を移動することなく入所児童が18歳になると療養介護に移行するケースが多い。同報告書においては、「児者一貫により将来を見据えた支援が可能であり入所児童の安心した暮らしの保障にもつながる。一方で一人ひとりにより適切な支援を行う観点から、こうした移行が自動的に行われることなく、移行に当たっては改めて必要なアセスメントが行われることが必要である。このため、療養介護への移行に当たり、家族や地域、自治体、教育機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関など関係者・関係機関が連携して対象となる児童のアセスメントやその後の適切な支援の在り方について協議が行われるようにしなければならない。」と提言された。

こうした状況を踏まえ、移行が困難な者の受入先調整や、今後とも毎年18歳に達する障害者の移行調整の枠組み、受け皿整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるよう検討を行うため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を立ち上げ、令和3年1月から令和3年●月にかけて●回の議論を重ね、本報告書の取りまとめに至ったところである。

2. 基本的な考え方

「1. はじめに」に記したように、障害児入所施設は、家庭において養育されることが困難な児童に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で養育する役割を有している。

また、成長した後には、一人の大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。

現在、障害児入所施設に入所しているすべての障害のある児童・大人に対し、それぞれに相応しい環境を提供していくために、それらが達成されない状況はできる限り速やかに是正する必要がある。

一方、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られるようなことはあってはならない。

これまでの間、障害児入所施設に入所した児童が成長し、成人になるに際しての移行支援については、制度上も関係者の役割が必ずしも明確でないために、障害児入所施設の自助努力に頼ってきた面が否めない。

今後は、本報告書で整理したとおり、総合司令塔である都道府県等の下で、移行後の支給決定主体となる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、障害者支援施設や

¹ 医療型障害児入所施設：平成26年「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型障害児入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受けることにより、18歳到達後は同施設の療養介護へ移行することが可能となった。

グループホーム等の成人サービス関係者、特別支援学校がそれぞれの役割を果たしながら連携し、本人及び保護者の意思決定等を支援していくことにより、18歳（又は20歳、場合によっては22歳）までの円滑な移行、また、既に成人となっている者の移行を速やかに図っていく必要がある。

また、移行支援を行うにあたっては、現に入所している障害のある児童また成人の権利が守られること、また、障害のある児童が成人になる際の意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重することが重要である。

入所後の早い段階から移行について考えていくことは重要であるが、まずは、現時点の暮らし（愛着関係の形成や通学の確保等）を充実させることが疎かになってはならず、現時点の暮らしを通じて将来どのように社会に出ていくかを少しずつ考えながら、徐々に移行先や居所、日中活動を考えていくことが重要である。リービングケアは、その児童の人生を豊かにさせながら、大人になっていくことを支援するという観点を忘れてはならない。

3. 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて

（1）移行調整の責任主体

障害児入所施設は、措置による入所も多く、契約による入所であっても保護者が養育上の困難を抱えているケース等も多い。

こうした点も踏まえれば、まず、障害児入所施設において、すべての入所児童を対象に、一定年齢に達したら18歳を迎える時点に向けた移行支援を開始した上で、スムーズな移行が難しいケースは、都道府県等（都道府県及び政令市）が移行調整の責任主体となり、退所後の給付決定主体となる市町村等の関係者と連携しながら移行調整を進める必要がある。

都道府県等及び市町村等の関係者の役割分担の検討を進めるに際しては、以下の点を考慮しながら議論を進めてきた。

<都道府県・政令市の特徴>

- ・ 受入先となりうる地域資源を広域で把握することが可能。
- ・ 成人施設（障害者支援施設やグループホーム等）の指定権限や、施設整備費の配分等の権限も同時に有しており、不足する地域資源の開拓を行いやすい。
- ・ 障害児入所施設への入所措置や給付決定自体の実施主体であり、管内の児童相談所等を通じて、措置や契約で入所した入所経緯や入所中の児童の状況・保護者の状況等を把握しうる立場にある。

<市町村の特徴>

- ・ 受入先となりうる地域資源の把握や、不足する地域資源の開拓は、狭い圏域に限ら

れる。また、障害児入所施設への入所措置や給付決定の実施主体ではなく、入所経緯や入所中の児童の状況・保護者の状況の把握が難しい。

- ・ 一方、成人施設（障害者支援施設やグループホーム等）への移行の際は、移行後の成人施設の給付決定を行う立場（※）となる。

※1）居住地特例により、18歳になる前日の保護者の居住地市町村が給付決定主体となる。（障害児入所施設への入所が措置である場合、契約である場合のいずれも共通。）

※2）このため、現行制度下では、既に18歳以上である入所者の場合は、障害児入所施設への支給決定（＝経過措置規定により障害児入所施設を障害者支援施設とみなした上での経過的サービス費の支給）は、都道府県等から18歳前日の保護者の居住地市町村へ移っている。

<障害児入所施設の所在地の特徴（都道府県・市町村ともに）>

- ・ 障害児入所施設を通じて、対象者（18歳以上入所者）本人の意向・状況や、親族（保護者等）の意向・状況を把握しやすい。

<措置元・給付決定元の特徴（都道府県・市町村ともに）>

- ・ 障害児入所施設の所在と異なる都道府県等・市町村である場合、対象者（18歳以上入所者）本人が遠方（障害児入所施設）であることもあり、対象者（18歳以上入所者）本人の意向・状況や、親族（保護者等）の意向・状況、受入先となりうる成人施設の周辺の地域資源の状況（日中サービスの状況等）の把握には、関係者（相談支援事業所・障害児入所施設等）の協力が必要。

この際、既に18歳以上である入所者の場合は、上記の※2のとおり、障害児入所施設への給付決定が、都道府県等から18歳前日の保護者の居住地市町村へ移っている点を考慮する必要があり、仮に、移行が18歳以上である場合の移行調整の責任主体を移行後の給付決定権者である「18歳前日の保護者の居住地市町村」とする場合、以下の課題が生じる点をよく踏まえる必要がある。

- ① 「18歳前日の保護者の居住市町村」は、当該18歳以上の入所者の入所前から保護者が同一の市町村に居住していない限り、当該入所者の入所経緯や入所中の児童の状況等に関する情報がないこと
- ② 18歳を過ぎて移行調整を継続することとなった場合に、都道府県等の移行調整が進まなかった結果、事案を途中で「18歳前日の保護者の居住市町村」に移行調整責任を移管することになること
- ③ 市町村では、受入先となりうる地域資源の把握や、不足する地域資源の開拓は、狭い圏域に限られ、より調整の困難性を増す可能性があること
- ④ 保護者の転居状況により、「18歳前日の保護者の居住市町村」に既に保護者もいな

い場合も想定され、保護者・入所者ともに関係性の薄い中で移行調整を進めざるを得ない状況もあること

- ⑤ 移行先の選定に際しては、何よりも本人の意思決定を支援・尊重することが重要であるが、移行先となる市町村は、「18歳前日の保護者の居住市町村」とは関係性のない場合が多く想定されること

※ なお、障害児入所施設へ入所を継続したまま実態が変わっていないにもかかわらず、18歳を境に支給決定主体が都道府県等から市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）へ切り替わる現行の仕組みは、現行制度下で18歳以上入所者に経過的サービス費を支給するための対応であり、改めて円滑な移行のためにふさわしい枠組みを検討する必要がある点に留意が必要。

以上の点を総合的に考慮すると、スムーズな移行調整が難しいケースについては、障害児入所施設への措置又は給付決定の実施主体である都道府県等（都道府県及び政令市）が責任主体となった上で、移行調整の協議の場を設け、関係者（相談支援事業所・障害児入所施設・退所後の給付決定主体となる市町村等）の協力の下で、移行調整を進めることが必要と考えられる。

その上で、移行先がある程度決まってきた段階で、移行後の支給決定主体となる市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）の関係者へ引継ぎを行っていくことが必要と考えられる。

このように、障害児入所施設への措置又は給付決定を行った都道府県等が責任主体となることで、18歳以降に成人として管内市町村（GH等）で迎え入れることも視野に入れながら、早期から一貫した移行準備を行うことが可能となると考えられる。

その際は、相談支援事業所が18歳到達の相当程度前から成人施設等への移行・定着までを、一貫して支援することが可能な制度等の検討も併せて必要と考えられる。

なお、保護者が居住地を転々とし行方不明の場合もあるが、その場合も、移行調整の責任主体は、障害児入所施設への入所措置や給付決定の実施主体である都道府県等が担った上で、移行後の支給決定は、居住地特例の制度上、障害児入所施設の所在地の市町村が行うこととなる点（※）を明確にし徹底する必要がある。

（※障害者総合支援法第19条第4項。保護者であった者の居所不明の場合は、当該障害者の18歳前日の「所在地」の市町村が支給決定主体となる。）

また、医療型の入所児童についても、スムーズな移行が困難な場合には、福祉型と共通の移行調整の仕組みの対象とする必要がある。

(2) 関係者の役割分担・連携のあり方、移行調整の枠組みのイメージ

移行調整の主要な関係者としては、主に以下の者が考えられる。

- ①本人（及び保護者）
- ②自治体（都道府県等・市町村・児童相談所）
 - i) 都道府県等（主に障害児入所施設への措置・給付決定の実施主体である都道府県等）
 - ii) 児童相談所（障害児入所施設への措置・契約に関与する児童相談所）
 - iii) 市町村（主に受入先となりうる成人施設の給付決定の実施主体となる市町村）
- ③障害児入所施設
- ④相談支援事業所
- ⑤受入側施設等（障害者支援施設・グループホーム等）関係者
- ⑥関係団体（障害児入所施設関係団体・受入側施設関係団体等）
- ⑦学校関係者（通学先である特別支援学校等）

また、移行調整の大まかな流れとしては以下【詳細は別紙1】のような形が考えられる。

- ①障害児入所施設への入所時点（責任主体：都道府県・政令市）
- ②一定年齢からの移行準備・調整（責任主体：都道府県・政令市）
- ③移行先に係る具体的な利用調整・支給決定（責任主体：市町村）

具体的には、移行先（GH等）が決まるまでの間は、移行先へ定着した後も支援が可能な地理的關係にある相談支援事業所（基幹相談支援センター等）を中心に、体験利用等の調整を重ね、移行調整が難航した場合は、障害児入所施設への給付決定・措置決定主体である都道府県等が協議の場で資源開発を含めた検討・調整を行いつつ、移行先（GH等）の決定までを進める。

その後は、同相談支援事業所が移行先（GH等）における具体的な支援（日中サービスの利用等）の調整を行い、支給決定は、居住地特例に基づいて、該当する市町村（多くの場合は、18歳前日の保護者の居住市町村。18歳前日の保護者が居所不明の場合は障害児入所施設の所在地の市町村）に引き継ぐ。

なお、その際に、移行時点で、保護者・本人ともに居住しておらず、また本人の移行先でもない市町村が支給決定主体となるケースがあることも踏まえ、移行先に関する支給決定が円滑に行われるようにするために、どのような工夫ができるか、引き続き検討する必要がある。

また、18歳到達の一定程度前（例：15歳時点）から、その時点で将来（成人施設等移行後）の支給決定主体と想定される保護者の居住市町村を含め、移行調整を重ね、移行先を確保した後に、保護者が転居してしまい、居住地特例に基づく支給決定主体となる市町村が変わってしまう場合があり得るため、そうしたケースにおいても、移行先に関する支給決定が円滑に行われるようにするために、どのような工夫ができるか、引き続き検討する必要がある。

また、関係者の役割分担等について、制度上できる限り明確化する必要がある。その際は、不足する資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受入れ基盤等）の開拓を含め、障害福祉計画・障害児福祉計画へ適切に反映される仕組みとする必要がある。

（３）移行調整のための協議の場について

障害児入所施設の入所児童の円滑な移行に向け、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県等の呼びかけの下で各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、受入先として必要な地域資源の整備等の必要事項の協議を行うため、各都道府県等に協議の場を設けていくことが必要と考えられる（既存の自立支援協議会の活用も想定）。協議の場の主な内容は以下の内容を想定している。【協議の場のイメージは別紙２】

①管内の移行対象者（15歳以上）の把握・情報共有・進捗管理

②広域調整

③個別ケース会議

- ・移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
- ・必要な受入先条件や支援内容等の検討
- ・支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有

④地域資源開発

こうした協議の場において、15歳の段階から移行対象者の把握を行うことや、移行困難事例の個別ケースの協議等を通じ、都道府県単位で、受け皿となる地域資源（グループホーム等）の状況を中長期的に把握・計画し、都道府県及び市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画への確に反映させていくことが重要である。

4. 移行に関する受入先確保・施設整備のあり方について

（１）受入先確保・施設整備のあり方

都道府県内に移行困難者が少数である場合は、既存の障害者支援施設からの地域移行を進めることにより空き定員を確保する等も考えられる。

一方、都道府県内に相当数の移行困難者がいる場合もあり、さらに、未移行者の大半に重度の知的障害があり、支援区分も相当程度高く、行動関連項目の点数も高い等、専門的な手厚い支援が必要な者が多いこと等を踏まえると、新たな施設整備（グループホーム等）の要否・具体的内容について、15歳以上の移行対象者の数等の中長期的見通しも考慮しながら、各都道府県等において検討する必要がある。

①18歳以上（いわゆる過齢児）の移行困難者が少数（＝都道府県内の移行困難者が者の施設の最低定員未満）の場合や、②18歳以上（いわゆる過齢児）の移行困難者が多数（＝当該施設が転換した場合、児の数がごく少数（5人未満）になってしまう）場合を中心に、有効な整備の選択肢の一つとして、児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）や児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設する）等が考えられる。

ただし、児者転換・児者併設を検討するに際しては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 併設の場合の「児」の施設側へ残る障害児、また、転換・併設した「者」の施設へ移行する障害者それぞれに対するあるべき支援・ケアを考慮した上で検討する必要があること。
- ② 平成24年度以前より存していた障害児入所施設の場合、改修等の困難性等を踏まえ、当該施設の改修（増築含む）までの間は、「者」の施設基準に達しなくても、「児」相当の基準で足りるとする経過措置が置かれているが、本来的には、成人には成人に相応しい環境を確保すべきであり、できる限りの環境改善に努めるべきであること。
- ③ ②の場合であっても、人員基準については、「者」の人員基準を満たす必要があること。
- ④ 児者併設の場合は、同一施設内で、できる限り動線を分ける等の措置を講じるとともに、共用せざるを得ない施設設備（食堂等）については利用時間帯を分ける工夫を行うなど、それぞれに相応しい支援・ケアが確保されるような工夫を行うことが必要であること。
- ⑤ 児者併設の場合で、併設後の「児」の定員が少なくなる場合は、「児」の施設としての運営の安定性を慎重に検討する必要があること。

また、児者転換・児者併設により、地域から障害児入所施設の定員が失われることとなる場合は、現に障害児を多数受け容れている児童養護施設の状況も考慮する必要がある。

地域のセーフティネットのあり方として、児者転換・児者併設後の「児」の入所定員のあり方については、都道府県の障害児福祉計画の改定等において改めて検討する必要がある。（この点は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改定時にその旨を明記する必要がある。）

さらに、転換後に「児」の数が少数又はなくなる場合であっても地域に障害児入所施設の機能を維持するために、障害児入所施設に少人数でも運営可能な類型（例：定員10人以下の障害児の居住の場）の検討も今後必要と考えられる。

また、強度行動障害や医療的ケアを有する場合、虐待等による情緒障害に対する手厚い支援が必要である場合、受入先となる成人施設（障害者支援施設・グループホーム）の確保が難しいという指摘があり、受け皿となり得る成人施設の設置促進の検討も必要と考えられる。

特に、強度行動障害者の受入れ基盤の整備については、ハード面の整備だけでなく、む

しろ支援人材の育成等のソフト面の体制整備が重要である点に留意する必要があるが、障害児入所施設からの移行に限られない障害福祉全体の課題である点も踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に向けて、別途検討を進める必要がある。

5. 移行に関する年齢と必要な制度について

(1) 移行に関する準備を始める年齢と完了する年齢

移行に関する準備は、入所児童の状況（精神状態の安定等）にも十分な注意を払いつつ、徐々に移行後の生活イメージが持てるような情報提供を行うなど、早い段階からの準備が望ましい。

また、本人への意思決定を支援しつつ、15歳頃からは、移行先（GH等）の候補地に近い相談支援事業所（基幹相談支援センター等）を依頼し、施設職員（SW等）と連携しながら、移行先（GH等）の体験利用を進めていけるようにする必要がある。

その際は、入所児童の将来の支援をどうしていくかを、本人や保護者と丁寧に相談し、見通しながら考えて行く必要がある。特に、施設から退所することが目的とならないよう十分留意する必要がある。

また、最近の傾向として虐待などで中・高生年代の入所が増えており、本人の精神状態へのケアを重ね、移行可能な状態に至るには数年かかることがある現状や、強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化してきたようなケースの場合、それまでに調整してきた移行先の変更の必要性が生じうる点等に十分配慮する必要がある。

こうした観点からは、①一定年齢以上（例えば15歳以上）の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化し、18歳前後での移行が適切でない場合は、一定年齢まで（例えば、入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間を設けた22歳満了時まで）、移行せずに障害児入所施設への入所が継続できるよう、制度的な対応を図る必要がある。

その際、移行期限を定めないと本人の移行調整が停滞することも考慮し、従来の措置・契約の延長は20歳までであることを勘案し、完了の年齢はまず20歳を一区切りとした上で、さらに上記①・②のような事情でやむを得ない場合には、さらに22歳程度まで延長可能とする仕組みとする必要がある。

(2) 移行の準備のために必要な制度について

相談支援事業所が、18歳到達の相当程度前（例えば15歳）から、成人施設等への移行・定着までを、一貫して支援することが可能な制度の検討が必要である。

具体的には、成人のサービスである地域移行支援のように、障害児入所施設からグループホームや障害者支援施設等、それぞれの児に相応しい生活への移行に係る相談支援を、障害児入所施設入所時から移行先での定着まで一貫して使えるような仕組みを設ける必要がある。

また、移行後の各種成人サービスの体験利用については、グループホーム又は障害者支援施設等の居住の場に加え、日中利用する通所系サービスや、一人暮らしの場合の訪問系サービスを含め、幅広いサービスで体験利用できる仕組みが必要である。

その際、措置児童の場合、体験利用の都度、措置停止を行うことが都道府県によってはその都度、判定会議を経る必要がある等により現場の大きな負担となっていることに対する配慮や、体験利用する際、障害児入所施設の職員が、障害児本人への精神面等のケアとともに、受け入れ施設側に留意点（強度行動障害がある場合の環境調整等）の伝達ができるようにする必要があり、本人の体験利用に障害児入所施設の職員が同行できる仕組みが必要である。

以上のような点を考慮すると、現在の体験利用のように、個別に市町村の支給決定を得るのではなく、障害児入所施設の支給決定主体である都道府県等が、移行調整に必要な相談支援・体験利用について、障害児入所施設における処遇の一貫として、一元的・包括的に決定できる仕組み（相談支援事業所・体験利用事業所に対しては、障害児入所施設より委託費として必要経費を支払う仕組み）の検討も必要と考えられる。

また、その際には、措置停止に係る現場の負担の軽減や、本人の体験利用に障害児入所施設の職員が同行し、体験利用期間中も障害児入所施設としての手厚いケアが継続している状況である場合に対する評価も併せて検討する必要がある。

なお、本人の意思決定が著しく困難である等により、成年後見人の選任が必要であるが、選任が難渋するケースの中には、成人期へ入った後も、やむを得ない措置とすることがふさわしい場合もあり得るものであり、この点も併せて周知が必要である。

6. みなし期限のあり方等について

現在は、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、18歳以上で障害児入所施設に入所中の者に対して「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的な生活介護サービス費」の支給を継続するための省令改正を行い、いったん令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間、支給を延長してきた経過がある。

同経過的サービス費は、者にふさわしい施設基準等を満たさないまま、児の施設を者の施設とみなしてサービス費を支給するものであり、「新たな枠組の結論を得る中で、最終的な支給期限を検討する」ものとしてきたが、現時点で移行が困難な者が入所していること、また、適切な移行のためには施設整備や改修が必要となる場合がある。こうした状況を考慮し、令和4年度以降、移行者の移行完了に向けた準備期間として引き続き経過的サービス費が必要な場合は、都道府県等（協議の場等）の判断を経て、同経過的サービス費の支給を継続可能とできるようにし、その最終的な期限は令和5年度末までとすることが適当である。

なお、みなし規定の期限の延長に際しては、円滑な移行に向けた関係者の一層の努力を求めることが必要であり、施設ごとに移行支援計画の策定を求め、都道府県等においてその進捗状況を随時把握するとともに、都道府県単位での進捗状況を国としても毎年度把握していくことが必要である。

また、現行制度では、20歳までは、児童福祉法上の措置又は契約の延長により、障害者総合支援法による同経過的サービス費の対応によらず、障害児入所施設としての給付費・措置費の支給が可能となっている。

今後は、①一定年齢以上（例えば15歳以上）の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化し、18歳前後での移行が適切でない場合もあることを踏まえ、こうした特別な事情により移行困難な場合は、都道府県等の協議の場での協議を経て、22歳満了時（入所時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間経過時）まで移行せずに障害児入所施設への入所が継続できるように、制度的な対応を図ることが必要である。

7. 移行に関する意思決定支援のあり方について

移行を進めて行くにあたり、どんなに障害が重い方でも意思決定支援が大切であり、本人の意向が真に尊重されているか問題意識を持つ必要がある。

今後、具体的に障害児の意思決定支援を進めて行く上では、成人の方の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の取り組みや、子ども家庭局で行われた、「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」の議論を参考にしつつ、障害児の成人期への移行に係る意思決定支援のあり方について検討を行う必要がある。

8. おわりに

前述のとおり、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」最終報告書（令和2年2月）においては、「入所施設の中に児童と大人が混在することにより、年齢に合った児童集団の形成が困難であり、また年齢に合わせたきめ細かい支援体制の確保が出来ないなど支援の質が低下するおそれがある」等が指摘された上で、「みなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言されてきた。

しかしながら、令和3年3月31日までに移行が困難な者が多数想定されたため、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないよう、やむを得ず経過的サービス費の支給を延長した経過がある。

障害児入所施設へ入所する児童は、家庭における養育が困難である中で入所してきており、成長に相応しい大人として尊重される場が提供されなかったとしても、また、児者混在等により子どもとして安心して過ごせる支援の場が確保されなくなってしまっても、当事者に声を上げることは難しい。こうした当事者の方々や、この現状を長年にわたり憂慮してきた多くの関係者の思いに応えられるよう、本報告書で示した取組みについて、関係者それぞれが順次速やかに進めて行くことが必要である。